

箕面市バスケットボール協会大会内規(一般の部)

1. <大会の目的>

- ① 大会を通じてチーム同士の交流・相互理解を深め、競技意識の向上や技術強化を図ること。及び、生涯スポーツの振興と競技の普及に寄与することを目的とする。

2. <大会参加資格>

- ① 箕面市バスケットボール協会(以下協会という)に登録しているチーム(以下登録チームという)。
- ② 参加希望の登録チーム数が、大会参加可能チーム数に満たない場合は、オープン参加を認める。
- ③ 登録チームであっても、大会参加資格停止中のチームは参加を認めない。(オープン参加も同様)
- ④ 代表者の年齢が 20 歳以上のチームであること。
- ⑤ 審判・オフィシャルを確実に遂行できる者を有するチームであること。
- ⑥ 濃・淡色の 2 種類のユニフォーム(上下共)を用意出来る事。協会からの貸し出しは一切行わない。

※ユニフォームとは、チームで統一された色・デザイン・ロゴの物とする。

3. <大会運営>

- ① 大会運営については、以下の構成で行う。
 - (ア) 大会実行委員長 1名
大会を円滑、公正に進めるための責任を担う。
登録チーム代表者会議にて決定する。
 - (イ) 大会実行委員 各チーム 1名
各チームより 1 名選出し、大会実行委員長を補佐し、大会を円滑、公正に進めるよう協力する。
 - (ウ) 大会本部係 各チーム該当時間帯に 1名
大会中、自チームが審判を担当する時間帯において、大会本部に常駐し、本部係の仕事(チーム受付、スコア管理等)を担う。

4. <大会参加受付等>

- ① 大会参加申込書には必要事項を漏れ無く記入すること。記入漏れがある場合は、原則的に参加を受け付けない。
- ② 大会当日試合のあるチームは、その日担当する審判・オフィシャル又は該当試合の少なくとも 30 分前には必ず大会運営本部に到着を報告する事。なお、会場設営等がある場合は、その大会の要項に従う事。

5. <審判・オフィシャル>

- ① 審判・オフィシャルについては、試合スケジュール表の割当に従い、確実に遂行すること。
- ② 審判・オフィシャルの担当チームは審判を1名、オフィシャルについては原則4名(スコア・Aスコア・タイマー・24秒オペレーター)を出すこと。また、得点板の操作が必要な体育館では得点板係として原則+2名を出すこと。
- ③ 審判については、原則帯同審判として登録している者が、1試合を通じて遂行すること。
- ④ 審判をする者は、必ずレフリースタッフ・笛を持参し、パンツに付いては出来る限りレフリースタッフを着用する。長ズボンでも代用可とするが、短パンは不可とする。また、協会からの貸し出しは一切行わない。

6. <出場選手>

以下に該当する者は試合に出場することを禁止する。

- ① メンバー登録外の選手
- ② 複数のチームに重複してメンバー登録している選手
- ③ 大会服装規定に違反している選手

出場後に発覚した場合は、審判が速やかに交代させ、以後の出場は認めない。ただし、その後服務規程違反を正したことを確認できた場合には、再度出場することができる。

7. <棄権>

- ① 最大限の出場努力の上、万一やむを得ず棄権する場合は、試合当日3日前迄に協会役員に連絡する事。
- ② 棄権する場合においても、審判・オフィシャル等は必ず担当者を出し、他チームへの迷惑を最低限にする事。

8. <没収試合>

以下の場合に没収試合とする。なお、没収試合のスコアは20-0とする。その場合も審判及びTOは、試合スケジュール表の割当通り行う事。

ただし、相手チームの同意が得られれば予定スケジュールの時間内において、試合をすることは構わない。(スコアは20-0)

なお、没収試合以降に当該チームの試合がある場合、円滑・公正な大会運営の観点から、当該チームの出場の可否を協会が判断する。

- ① 棄権をした場合。
- ② 万が一、試合開始時間5分を過ぎても5人揃わない場合。

- ③ 審判・オフィシャルを出さなかった場合。
没収対象になるのは、その直近の試合。(先オフィシャルの場合はその直後、後オフィシャルの場合はその直前の試合が没収試合扱いとなる。)
※ 該当する試合がない場合についての処分については、協会が判断する。
※ 該当する試合が大会決勝戦等の大会運営上重要な位置付けにある試合においては、相手チームの了承を前提として、協会の判断により通常通り試合を行うこともできる。
- ④ 大会の会場設営・準備及び片付けに参加しなかった場合。
会場設営・準備及び片付けの担当になっているチームが対象。没収試合となるのは、その直近の試合。(会場設営・準備の場合はその直後、片付けの場合はその直前の試合が没収試合扱いとなる。)
- ⑤ 登録選手以外が試合に出場した場合。なお、没収試合は発覚した試合のみとする。既に成立している試合については、そのままとする。
- ⑥ 登録選手が同一大会にて複数チームで出場した場合。なお、没収試合は発覚した試合のみとする。既に成立している試合については、そのままとする。
- ⑦ その他試合進行を拒否したり、故意的に遅らせたり、悪質な反則行為を繰り返すなど大会運営に著しく支障をきたす行為があったと協会が判断した場合。

9. <大会参加資格停止>

以下の場合、そのチームは同区分の次大会を原則的に出場停止とする。(春季市民大会と秋季市民大会は同区分とみなす)

- ① 審判講習会を欠席したチーム。(登録チームに限る)
- ② 大会抽選会を欠席したチーム。
- ③ 前大会で棄権をしたチーム。
- ④ 前大会で没収試合を引き起こしたチーム。

10. <協会登録資格停止>

以下の場合、そのチームは次大会を原則的に出場停止とすると共に次年度の協会登録資格も停止する。

- ① 大会中、スポーツマンとして著しく相応しくない行為を行った者が所属するチーム。(著しく相応しくない行為かどうかは協会が判断。)
- ② 協会が大会運営に著しく支障をきたす等の理由で、協会登録に相応しくないと判断したチーム。

11. <適用>

- ① この内規は登録チームの代表者会議で協議し、3分の2の賛成をもって決定する。
- ② この内規に定めていない事項については、各大会要項に準ずる。

- ③ この内規に定めている事項と各大会要項に相違がある場合は、各大会要項に準ずる。

12. <その他>

- ① この内規にて、「協会の判断」とは、常任理事以上の協会役員 3 名以上、且つ、会長、副会長、理事、副理事を最低 1 名含んだ協議の上、全員の賛成を得られた結果を指す。
- ② 大会中に発生した事故、盗難等のトラブルに関しては、協会では一切これらの責任を負わない。
- ③ 大会中に発生したゴミについては、必ず各自持ち帰ること。

附則

- 1. この内規は平成 23 年 4 月 1 日より適用する。
- 2. この内規は平成 23 年 10 月 2 日より適用する。(一部改正)